

東洋學報

第拾壹卷第四號

大正十年十一月

慈覺大師の入唐紀行に就いて(第一回)

岡田正之

本題は嘗て帝國大學の史料編纂掛に居た時、少しく攻究を試み、大正二年十月史學會に於て其の一部分を講演したこともあつたが、其の後は講演筆記も徹底に藏めて何等手を著けなかつたのである。然るに此の頃舊稿を點檢して偶々筆記を得たから取り出して増補修正を加へ更に本紙の餘白を借りて教を江湖に乞ふこととした。勿論考證論辯のまだ盡さない所もあらうから特に讀者諸彦の指教を願ひたい。

大正十年九月

正之識す

第一編 序 說

第一 緒 言

慈覺大師の入唐紀行は、原名を入唐求法巡禮行記と云ひ、略して巡禮記とも云ふ。四卷になつてゐる。古くより世に尊重せられ夫の後三條天皇の延久年間に、宋に渡つた高僧の成

尋阿闍梨が宋の神宗皇帝の命によりて熙寧五年皇紀一七三二月十四日に、此の書を上つた事が、其の日記に見えてゐる。其の文に、

奮然日記四卷慈覺大師巡禮記三卷依宣旨進上。至巡禮記第四卷隱藏不進上。依思會昌天子惡事也。

とある。既に宋の皇帝に上りて瀏覽に供する位であるから、如何に珍重してゐたかは、是れでも證明される。

大師の手記の原書は本と延暦寺にあつたものであらうが、亡佚して傳はらない。今日に傳はつてゐる寫本として最も古きものと稱せられてゐるのは、東寺の觀智院の藏本である。此の寫本は四帖になつてゐて、第一第二第三の各帖末には、

以寫本一校了兼胤。

と見え、第四帖の奥書には、

明德二年十月日、全部四帖感得了、可喜々々。

法印權大僧都賢實生年十九

正應四年十月廿六日、於長樂寺坊拭老眼寫畢、任本寫之後、人以證本可校合耳。

法印大和尚位遍照金剛兼胤七十記之。

二位僧正實圓本也。

以寫本比校了不審事注而已。

〔案〕二位僧正の名の實圓の二字は帝國大學本明瞭を缺き、國書刊行會本は圓を田に作つてゐるのは恐らくはよくあるまい。佛書刊行會本は實を憲に作り、憲或寛字と注してゐる、孰れが其の實を得てゐるか分らぬ。

正應四年(一九五一)は、大師の示寂後四百三十餘年も經てゐるが、猶鎌倉時代の事であるから、古寫本として貴ぶべきである、我が國寶の中に入つたのも此の理由に因るのであらう。

帝國大學の史料編纂掛の藏本は、明治三十二年(二五六二)八月に、此の東寺本を借りて寫したものである。余の専ら據つてゐるのは、此の寫本であつて、未だ東寺本を見ることを得ないのは遺憾とする所である。

佛書刊行會本に據ると、池田長田氏の所藏に係かる巡禮記がある。其の奥書に、
文化二年二月十三日、以比叡山飯室谷松禪院御本書寫畢。

慧日山津金教寺住持法印大僧都長海

とある。文化二年(二四六五)の寫であるから、晚出のものではあるが、松禪院本は或は古い寫であつたかも知れない。東寺本と池田本と對照すると、多少の文字の異同があつて、各々長短があるやうである。池田本もまだ見ないが、四明餘霞の附録本で大體が分る。

刊本としては明治四十年(二五六七)に國書刊行會で續々群書類從に收めて出版した、是は史料編纂掛の藏本を本としたもので、刊本の嚆矢である。其の次は大正三年(二五七四)に四明餘霞の附録として發行された、是は池田本を本とし、國書刊行會本に照して異同を標註し

た。第三は佛書刊行會の出版で、大日本佛教全書の遊方傳叢書の内に入れ、主として東寺本に據り、四明餘霞の附録本を以て補正し、大正四年(二五七五)に印刷頒布し、比較的校正に力を盡したもので、刊本中では最も優れたものであらう。

要するに寫本と刊本との種類は右の通で、東寺本と池田本とは實に刊本の本をなしたものである。處で兩寫本とも誤脱もあれば錯簡もある。尤も大師の原稿にも、既に假借的の當字を使つたものもあつたと思はれる。地名では南詔を南照と書き、第一卷開成四年二月廿七日條潞府を路府と書き、第四卷會昌三年九月十三日條人名では昭義の節度使の劉從諫を劉從簡と書いたのは(同上)其の一例である。又開成五年四月廿八日より五月十六日に至る五臺山に入る紀事は、第二卷の終と第三卷の始とに複出し、而かも其の行文が頗る詳略がある。是等は大師の推敲して稿を改めた爲に、二様の文となり、後人の之を寫したものは、其の二様の文を兩存したので、斯く重複の紀事を見るやうになつたのであらう。

後人の傳寫の際にも誤謬を生じ、獨り文字の誤脱のみではない、往々錯簡もある。第一卷の開成四年二月廿七日の條下に、他の紀事と思はるものが攙入し、其次に二月十四日より同廿日に至る紀事ありて、廿八日に續いてゐる、是は全く錯簡である。又第二卷の開成五年三月十四日の紀事中に、十六日の紀事が攙入し、攙入文の次に二月廿九日三月一日二日の紀事が出て、其の次に三月十四日の紀事の後半、及び十五日十六日の事が書かれてある、是は錯簡の尤も甚しきもので、佛書刊行會本も考訂してゐる。

以上は巡禮記の寫本刊本の種類及び其の書の誤脱等ある事を述べたものであるが、余の本題に於て主として討究してみたいと思ふことは、此の書が史料としてどれ程の價値を有してゐるかといふ點である。此の論證をなす準備として、大師の旅行の梗槩及次他の紀行との比較を述べ置く必要があると思ふから、是より其の事に及ぼし、次に論證に入らうと思ふ。

第二 旅行の梗槩

今を距ること千〇八十六年前即ち仁明天皇の承和三年(一九九六)、唐の文宗の開成元年に、我朝廷より參議藤原常嗣を大使とし、參議小野篁を副使として唐に遣はさうとされた。此の時大師は入唐請益の詔を受け、最澄の弟子圓載は留學僧の資格で共に大使に従つた。大師は四十三歳の時であつた。當時船舶の不完全と操舟術の未熟練とは、常に航海者をして不測の奇難に罹らしめた。大使一行の四船は發航したのであるが、漂流の爲に、空しく歸京し、其の翌四年(一九九七)再び海上に乗り出したが、又漂蕩して果すことを得なかつたのである。更に五年(一九九八)六月十三日に至り、大使一行の乗込員は筑前の博太に於て、第一船と第四船とに分乘した。是れが第三回目の首途で、大師の巡禮記は筆を此日に起してある。處で順風なきため、三日間停留し、十七日の夜半に風を得て志賀島の東海に到り、又五箇日停宿し、廿二日に進發したのであるが、海上は穩でない、廿八日以來は、風濤愈烈しく、船體も摧けて漂流

覆溺し、一行の人々は一生を九死の間に得て、七月二日に漸く淮南道揚州府海陵縣白潮鎮桑田郷東梁豐村に着したのである。白潮鎮桑田郷東梁豐村の所在は、今詳でないが、海陵縣は今の江蘇揚州府泰州の處である。當時揚州は大都督府の在つた所で、武宗時代の宰相として牛黨争の本人として、將た會昌一品集の作者として、著名な李德裕が丁度淮南の節度使であつた。大使は都督府に趨いて李德裕に面會し、十月五日に長安に上らなため揚州を出發したが、大師等は臺州(今の浙江臺州府)の國清寺に往く目的であつたから揚州に著後直に大使の手を経て李德裕に臺州旅行の免狀を乞うたが、李德裕は長安朝廷の裁可を得ねばならぬといふので執奏してくれたのであつたが、朝廷よりは何等の裁許がなかつたから、大使入京の上に、直接に稟請することとなつたのである。そこで大師等は已むを得ず揚州に留りて大使の返事を待つてゐた。此の揚州逗留中には時々李德裕に逢ひ、談話を交換したこともあつた。大使は十二月三日に、長安に入り、勅使に迎へられ、禮賓院に着き、文宗に謁見して使命を致し、尙又大師等のため、再三臺州に入ることを請うたが、何故か請益僧たる大師の臺州旅行は許可せなくて、獨り留學の圓載だけは臺州留學を許され、且又五ヶ年間糧食を支給せらるゝ事となつた。翌年二月、大使は歸朝の途に上り、楚州(今の江蘇淮安府山陽縣治)に至ると、大師は直に揚州から楚州へ往いて、大使に面會したが許可なかつたことを聞いて、大に失望した模様であつた。圓載は幸に志願が叶つて臺州に向つた。處て大使の一行は三月二十二日に、九隻の船を連ねて楚州を發し、大師も其の船に乗り込んだが、留遊の念斷ちが

たく、河南通海州東海縣今の江蘇海州の治の澳に停泊した時に、大師は從僧の惟正惟曉及び水手の丁雄萬の三人を從へ、別を大使に告げて上陸し、辭を設け事に託して歴遊を試みんとしたのであつたが、直に海州の押衙に探知せられ、海州州衙に到りて、刺史の點檢を受けた。時に遣唐副使の第二船が去年より海州の沿岸に停り、將に歸國せんとしてゐた處であつたから、刺史は大師等に一軍將を添へて、第二船に護送せしめたから、大師は愈、窮し、今は施すべし手段もなく、再び第二船に乗つた。巡禮記に其の時の事を紀して、

僧等爲求佛法起謀數度未遂斯意臨歸國時苦設留却之謀事亦不應遂彼探覓也左右盡議不可得留官家嚴檢不免一介仍擬駕第二船歸本國。

○開成四年四月八日の條

とあり、如何に大師の無念であつたかは思ひやられる。偕第二船は海岸に沿うて進行し、河南通登州府文登縣赤山浦に下碇した。文登縣は今の山東登州府文登縣の治で、當時赤山に赤山村と稱する村落があつて、登州府志等に據れば、文登縣と榮成縣との界に跨れる斥山と稱する山あり、これ唐代の赤山ならん別に私考あり、新羅人の建てた法華院といふ寺があり、諸僧は三十餘人も住し、日本の僧侶も七人ばかり居たのであつた。大師は此の事を聞いたから、又も同船の人に別れて上陸し、遂に法華院に投じた、大師の不撓不屈の精神を以て、訪道修行の目的を達せようとしたのは、實に驚嘆敬仰の外はない。大師は是までは天台に向ひ兼ねて長安に遊ばんとの志であつたが、赤山の法華院に入つてからは、五臺山に巡禮するのとに志を改めた。巡禮記に詳に其の事を叙して、

三僧爲向天台忘歸國之意、留在赤山院、每間行李、向南去道路絕遠、開導向北巡禮、有五臺山、去此二千餘里計、南遠北近、略中常聞臺山聖跡、甚有奇特、深喜近於聖境、暫休向天台之議、更

發入五臺之意、仍改先意、便擬山院過冬、到春遊行巡禮臺山、○開成四年七月廿三日の條

と云つてある。大師は是れより運が開けて來たことは、新羅の通事たる平盧軍の節度使兼登州諸軍事押衙の張詠といへるものが偶々法華院にあり、而かも嘗て我日本に來た緣由もある所から、深く大師に同情を寄せて、斡旋の勞を執つてくれたことである。

大師は翌六年二月まで、法華院に滞在し、張詠の盡力に頼りて十日に、文登縣の公驗を得て、文登縣を發し、二十三日には登州府の公驗を受け、更に青州今の山東青州府益都縣の治府衙に趁き、押兩蕃使の韋尙書よりも公驗を受け、是より五臺歷巡の途に上つたのである。先づ淄州山東濟南府淄川縣、齊州山東濟南府歷城縣の治を経て、德州山東濟南府陵縣の治に抵り、貝州直隸廣平府清河縣の治を過ぎ、冀州直隸冀州の治、趙州直隸趙州の治を歴て、鎮州の高唐縣直隸正定府高唐縣の治より入り、五月一日に始めて五臺山の一なる中臺に着いた。それより西臺北臺東臺を跋渉して、聖跡を巡禮し、名僧に參叩し、台宗の珍書を寫し、五臺山に滞在してゐたとが五十餘日であつた。大師は更に長安に赴く目的を以て、七月一日五臺山を出て、忻州山西忻州府の治を経て、太原府山西太原府太原縣の治に抵り、路を西南に取り、河中府の稷山山西絳州府稷山縣の治、龍門絳州府河津縣の西、寶鼎山西蒲州府榮河縣の治、臨晉蒲州府臨晉縣の治を経て、黃河を越え、馮翊郡の朝邑陝西同州府朝邑縣の治、馮翊同州府大荔縣

の治華州の襟陽陝西西安府臨潼縣の北五十里を過ぎて、長安に着いたのは承和七年(一五〇〇)即ち唐の開成五年八月廿三日であつた。

長安城内に於ける僧侶の管理は左右街功德使の掌る所て當時此の左街の功德使を勤めてゐたのは、宦官を以て一大勢力を振つてゐた仇士良であつた。大師は著後直に左街功德院に至り知巡押衙監察侍御史趙鍊に逢つて、滯留の願書を青州の公驗を添へて差出した處資聖寺に寄宿することを命ぜられ、翌廿四日仇士良に面會して逗留の公許を得たのである。

此の頃青龍寺の義貞和尚、大興善寺の文悟阿闍梨元政和尚、大安國寺の元簡阿闍梨、玄法寺の法全和尚等は皆學徳を以て名聲を揚げてゐた。大師は此等の高僧に就いて大に佛學を究めたのである。又唐朝は文宗既に崩じて武宗新に立ち、九月三日に淮南の節度使李德裕を入れて宰相の要路に就かしめ政治の革新を圖らんとしてゐた時であつた。翌八年(一五〇二)

即ち唐の會昌元年八月に、大師は書を功德使に出して、歸朝の事を乞うたけれども、功德使は何故か許さなかつた。其の翌年(一五〇三)から武宗の排佛の意思が漸く政治の上に露れ年を逐うて甚しく、承和十二年(一五〇五)即ち會昌五年に至りて其の極に達したのである。是が大師の歸朝を得る機會となり、髮を蓄へ緇服を脱し、平人の装をなして長安を出發した。それより河南府に出て、鄭州河南開封府鄭州の治を過ぎ、汴州開封府祥符縣治に入り、泗州安徽泗州盱眙縣北一里を経て、揚州に抵り、再び楚海密、山東青州府諸城縣の治、萊、山東萊州府掖縣の諸州を通り、文登縣に至り、勾當新羅所に往いた。張詠は再び歸航の周旋をしたが、偶、新

羅人の日本行の船が登州に立ち寄つたから其の船に乗り込み頭を剃り緇衣を著け、十四年（二五〇）七月九日、赤山浦を發し、九月十七日に筑前博太に安着し、十九日に鴻臚館に入り、是より暫く此に留つてゐた。太政官より官符が大宰府に来て、大師等五人を速に上京せしむべき旨十月十九日に申し來つた。大師は尙留り大山寺に綵帛を奉納し、住吉大神香椎名神筑前名神八幡菩薩等に對し、一千卷又は五百卷を轉じて報賽の意を表し、十二月十四日、南忠閼梨の來たことで巡禮記の筆を絶つてある。

第三回目出發の時から此の博太安着までは歲月を費すことが十年で支那内地の中で經過した處は今の行政區劃を以て言へば、江蘇山東直隸山西陝西河南安徽の七省に跨つてゐる。巡禮記は此の十年七省間に於て親しく實歴見聞した所を日記體に記した。大旅行記である。

第三 高僧の紀行

我國人の支那に旅行した紀行として、其の文を留めてゐる最も古いものは、齊明天皇の五年（三一）一三一九に遣唐使の坂合部石布に從つて往いた伊吉博得（或は徳にも作る）の紀行で、日本書紀の齊明紀の五年と七年（一三二一）との兩處の注に「伊吉連博得書として引用せられてあるのはそれである。孝徳紀の大化五年（一三〇九）の注に「伊吉博得言として引かれた文も、或は紀行の一節であらう、兎に角紀行文として日記文としては是より古いものはあるまい。」

其の後に支那に赴いた朝紳學士名柄の多いことは言ふまでもないが、それ等人々の中には隨分紀行を書いたものもあつたであらうと思ふ。處が今傳はつてゐるのは極めて少ない、獨り唐代に往いた紀行のみでなく、宋明時代に赴いた紀行も同様である。其の残つてゐる極少の紀行は、孰れも皆高僧の手に成つたもののみである。

唐代に赴いた紀行では、慈覺大師の巡禮記と、智證大師(圓珍)の行歴記である。傳教大師弘法大師などは最も文藻に長けた大徳であるから、在唐日記があつたらうと思はれるが、傳聞せない。宋代に往いたのでは、成尋阿闍梨の參天台五臺山記である。此の外に宋の太宗の時に渡航した裔然和尚に日記四卷あり、眞宗の頃に航海した寂照大師に來唐日記があつたことは、成尋阿闍梨の紀行に見えてゐる。惜いことには二書は皆傳はつてゐないやうである。明代に渡海したのには兩種ある、一は瑞訢和尚の入唐記、一は策彥和尚の初渡集再渡集である。此の外に戊子入明記壬子入明記などいふものがあるが、其の體は記録であつて、紀行ではない。戊子入明記の方は、應仁二年(一一二八)即ち明の憲宗の成化四年に、僧清啓が足利義政の命を受けて往いた時の雜件を録したもので、幕府の贈遺の品目、船舶の名稱及び大小船旗の制、乗員の名、勘合印の式、客中の費用等を書いたものである。壬子入明記の方は、永正九年(一一七二)即ち明の武宗の正徳七年に僧桂悟が正使として明に往いた時に、明の禮部又は司舶使、又は寧波府司などに呈出した文書類を集めたものである。無論明との交通上の材料となるものではあるが、瑞訢策彥兩和尚の紀行とは種類が違つてゐる。それ故明代のそ

れも甚だ少ないやうである

要するに支那紀行として残つてゐるのは、唐の時では巡禮記と智證大師の行歴抄、宋の時では成尋阿闍梨の參天台五臺山記、明の時では瑞祈和尚と策彦和尚との紀行あるのみである。更に一般史料の立場よりして行歴抄以下の四書が幾何の實質を有せしかを見たいと思ふ。

(一) 行歴抄 智證大師の行歴記を僧頼覺が抄録したもので、原本は江州石山寺の經藏に存し、史料編纂掛でそれを影寫して一本を藏してゐる、余の觀たのは其の影寫本である。佛書刊行會でも、大日本佛教全書の遊方傳叢書の中に收めた。頼覺の奥書に據れば原名を行歴記といひ、三卷であつた處が智觀の奥書には、藏本五卷大小不同一紙也とあり、又圓城寺の敬光の編纂した唐房行履錄明和四年の敬光の自序ありには、智證大師撰述目錄を掲げ、其の中に、

在唐巡禮記一日在唐行曆記又稱呼在唐實錄或曰此大師八帙書之一

五卷

續在唐巡禮記

三卷

とある。書名も種々に稱へられ、又續編もありて合せて八卷である。

智證大師は我が仁壽三年(一五一三)唐の宣宗の大中七年に唐に往き、天安二年(一五一八)唐の大中十二年に歸朝し、前後六年に涉つてゐる。其紀行が五卷、或は八卷もあつたとすれば、種々なる方面の紀事も多かつたらうと思はれる。然るに抄録された行歴抄は、分量も少く、事實の範圍も狭い、即ち慈覺大師と同航した留學僧の圓載に遭遇した事臺州の國清寺に參

した事、長安の青龍寺に禮拜して灌頂を受けた事の類で、全く佛事のこのみである。其の中には幾分の地理的參考となるものもないが、少ない時事や風俗上の事となつては、何等參考とすべきものはない。勿論古き紀行の遺文として珍重すべきものではあるが、史料としては、價値が少なくと云つても宜しい。到。底。慈。覺。大。師。の。巡。禮。記。と。は。比。較。に。な。ら。ぬ。

(二) 參天台五臺山記 是は八卷で、紀事も豊富である。此の筆者成尋阿闍梨は延暦寺の阿闍梨で、大雲寺の寺主である。既に六十歳にも垂んとする高齡を以て宋に渡り、五臺山の聖蹟を巡禮せんと志を起し、後三條天皇の延久二年(一七三〇)三月十一日に、書此の書は朝野群載卷廿にあるを朝廷に上りて願つた處が、御許可になり、其の上に先帝即ち後冷泉天皇と皇太后との御筆の經卷を成尋に付して、五臺山の文殊堂に安置することを仰せつけられた。延久三年(一七三一)二月二日に、渡宋の爲に鎮西に赴いた。新千載和歌集に成尋阿闍梨が入唐の時よめる」と題して載せた

白波をわけてそわたるのりの舟さかしけむ人の跡をたつねて

とある歌は、此の時に詠んだもので、其の母も成尋の入唐を送つた歌が新勅撰續後撰新續古今集等に收められてある。母子共に歌道に長じてゐたものである。

參天台五臺山記は延久四年(一七三二)即ち宋の神宗の熙寧五年の三月十五日に筆を起し、十九日に發船し、廿五日に蘇州に着き、翌年即ち延久五年(一七三三)宋の熙寧六年の六月十二日で終つてゐる。歲月は僅か一年と五ヶ月であるが、紀事が頗る詳密を極めてゐる。其の

重なるものは、天台の國清寺に至つた事、汴京で神宗皇帝に拜謁した事、五臺山に巡禮して、先帝及び皇太后の御筆の經卷を寄進した事、神宗皇帝の詔に因りて雨乞ひの御修法を行ひて靈驗を顯はした事、神宗に奏請して新譯經五百餘卷を日本に贈つた事、更に再び天台の國清寺に赴かんとして、定海縣即ち今の浙江寧波府鎮海縣まで來た事どもである。此の紀行を見れば、宋代に於ける日支の航路、及び地理上の參考に資すべきものが多い、風俗の上の史料とすべきものも少くない、佛事の材料が最も多きを占めてゐることは云ふまでもない、宋代の古文書即ち牒帖吏牘の類も各卷に散見してゐる、宋代の紀行書としては誠に貴いものである。然しながら時事に關した事は更に見えない、當時神宗は王安石を用ひて、銳意改革を圖り、新法を勵行してゐる、眞最中で、朝野の間喧騒を極めてゐた時であるから、何等かの時事は其の耳目に觸れたこともあつたと思はれる、然るに一語の此に及ぶものがない。尤も政治上の事に及ばないのが、寧ろ緇流の日記の常であるかも知れないが、慈覺大師の紀行を觀た眼より之を見れば、物足らぬ心地せらるるのである。成尋阿闍梨の參天台五臺山記も其の記載の範圍は猶狭くして、慈覺大師の巡禮記に及ばない點である。此の書も大日本佛教聖書の遊方傳叢書に入れて世に弘布した、佛書刊行會の嘉惠を謝せねばならない。

(三) 入唐記 別に卷數もなく、ほんの一小冊子で、後花園天皇の寶徳三年(一一一一)即ち明の代宗の景泰二年に、天龍寺の允澎和尚が足利義政の命を受けて明國に使した時の紀行である。允澎は東洋と號し、絶海の高弟である。瑞新和尚は允澎和尚に従ひ行つて之を書いた

ものと見える。續史籍集覽に收めた允澎入唐記とあるのは此の書で、允澎和尚の書いたもので、實は林樞宇が瑞祈和尚の書いたものであるとして、松浦靜山に贈つたのを靜山は甲子夜話の續編五十九卷に收めたのが世に傳はつた本である、實際瑞祈和尚が書いたか否かは明文がない、樞宇は何か據る所あつて爾か云つたものと思はれるから、姑く瑞祈和尚の筆としておくのである。

此の紀行は筆を寶徳三年(一一二一)十月廿六日の辭京に起し、享徳三年(一一四一)七月十三日、長門赤間關に歸著したことに訖つてゐる、足掛四年であるが、其の實開洋したのは享徳二年(一一三三)の三月三十日であるから、十九ヶ月即一年と七ヶ月の譯である。當時明國との交通上に於ける船舶の額や、貿易の狀又は日本使節待遇法の事などが明に分る、且つ地理古蹟等の事にも及び、殊に紀行文としては文學的の處がある、其一例を擧ぐれば、

甲戌三月十八日朝出兗州東北有山乃岱山也兗州屬魯濟寧屬齊杜少陵望岳詩曰齊魯青未了誠哉。

四月廿一日鍾山去城可十里松竹蔚然。

などある文は頗る輕妙である。先づ足利時代に於ける外交史料として貴ぶべきものではない、あるが分量も少く、記載事項の範圍狭く到底慈覺大師の巡禮記に比することが出来ない。

(四)初渡集再渡集 策彦和尚の二回の紀行で、原本は京都の天龍寺の所藏に係かる、史料編纂掛に其の寫本を藏してゐる、余の見たのは其の寫本である。此の書だけは未だ世に刊行

されてゐない様である。策彦は少くして鹿苑に在つて、業を修め詩文を善くし、臨川天龍等の諸寺に歴住してゐた。天文七年(一一九八)即ち明の世宗の嘉靖十七年の六月、足利義晴は僧碩鼎を正使とし、策彦を副使として、明國に赴かしめた。初渡集は即ち其の時の紀行で、上中下の三卷に分ち、下卷は二冊となり、總べて四冊である。筆を天文七年の七月博多滞留に起し、十年(二二〇一)即ち嘉靖二十年六月、歸朝して山口に到着した處で終つてゐる。此の紀行に據りて明國の地方官が我が使節を待遇する仕方、又は北京の會同館に於ける賜宴の景象などが明に知られる。書中最も多きは明人との唱和の詩である。一體此の紀行は覺書拔書のやうなもので、對句對語などの思付いたのを書き、又は讀みたる書籍を拔萃し、將た到る處の古蹟名勝の類若しくは聯に顯した語句を寫し取つてある、其の間に日記を書き込んだのであるから、覺書拔書の部分を取り除いたらば、日記の分量は餘程少いであらう。

再渡集は天文十六年(二二〇七)即ち明の嘉靖廿六年に、策彦が正使となりて明國に往いた時の紀行である。同年の十一月朔日、寧波の滞留に筆を起し、十八年(二二〇九)即ち嘉靖廿八年九月三十日の南城水馬驛開船に訖つて、記載は極めて疏略である。初渡集あるが故にかく省略に従つたものと思はれる。

兩集とも文章は文學的で、瑞祈和尚の入唐記と伯仲の間に居るやうである。且つ外交史料又は地理資料としては缺くべからざるものではあるが、其の規模も範圍も遙に慈覺大師の巡禮記には及ばないと思ふ。

かく四紀行を觀た眼を以て溯つて慈覺大師の巡禮記を讀むと時事あり職官の事あり典禮風俗の事あり歴史地理の事あり佛教に關することは勿論古文書式の參考とすべきものもあつて實に局面の大きいものである。而かも其の記した所は從來の史傳に見ることの出來ない新しい事實がある或は從來の史傳に記された事實でも此の巡禮記に由りて一層闡明せられた處もある是が大師の紀行が大史料として高貴なる價値を有する點である。要するに我國人の支那紀行としては大師の巡禮記と智證大師の行歷抄と成尋阿闍梨の參天台五臺山記と瑞祈和尚の入唐記と策彥和尚の初渡再渡集とは五大紀行と稱しても宜しい。其の中で類を出て萃を抜いたものは巡禮記である。第二編以下の事實の論證雜考は、余が此の言の過稱溢美でない事を證據立てゝゐると信ずる。

第二編 論 證

第一 宦官抑制の計畫

時事問題として第一に新史料を興へたのは、唐の朝廷の宦官に對する事である。唐は中世以後、宦官が政治界に一大勢力を有し天子の廢立も、軍國の政務も、盡く彼等の掌握に歸し、憑陵跋扈至らざるなしといふ次第であつた。それ故心あるものは、何人でも、抑制するとか、掃除するとかの念を起さないものはなかつたらうと思はれる。況して武宗の如き果斷勇決その所信を貫徹せなければ止まない君主では猶更の事である。武宗が強大な藩鎮も抑制

し、隆盛な佛教をも撲滅せんと企てたことは、史上に明なことである。處が獨り宦官に對しては更に何等の手を着けたことを聞いたことがない、史傳にも其等の事實を傳へない。僅に新唐書の仇士良の傳に、

帝宗武明斷雖有士良援立功内實嫌之陽示尊寵

とあるのみである、如何に援立せられたとは云へ、單に内心の嫌惡に止まり、何等の抑制手段を講ぜなかつたといふことは、余の多年疑を抱いて居た所である。果たせるかな、巡禮記に這般の消息を窺ふべき一大新事實が書いてある。

左右神策軍者、天子護軍也。每軍有十萬軍。自古君王頻有臣叛之難、仍置此軍。已來無人敢奪國位。勅賜印、每中尉初上時、准勅出兵馬、迎印別行公事、不屬南司。今年五年會昌四月初、有勅索兩軍印。中尉不肯納印、有勅再三索、勅意索護軍印、付中書門下、令宰相管兩軍事。一切擬令取相處分也。左軍中尉即許納印、而右軍中尉不肯納印、遂奏云、迎印之日、出兵馬、迎之、納印之日、亦須動兵馬、納之中尉、意勅若許、即因此便動兵馬起異事也。便仰所司暗排比兵馬、人君怕且縱不索。卷四會昌五年四月の條

即此の文である、此の文に記された事は、我輩をして疑團を氷釋せしめたものである。當時宦官が一大勢力を有してゐた理由は、全く多年神策軍の兵權を握つてゐたから、容易に彼等に當ることの出來ないのは、實に此に存してゐたのである。

武宗も此に曉る所あつたから先づ、其の兵權を收めて、中書門下に付し、宰相の處分に歸せ

しめぞれより漸次に其の積勢を除かんと成算であつたらしい。陰謀詭計は徒に甘露の變の覆轍を蹈む恐れがあるから其の手段は務めて穩和主義を取り、一片の詔勅で合意的に其の官印を奉還せしめようと謀つたのである。此の官印奉還の詔勅の出たのは會昌五年（二五〇）四月の初とあれば、宦官の領袖として最も權威を振つた仇士良の死後二年（仇士良の死は會昌三年六月二十三日）で、宦官の勢力も幾分か減退して居た時であつた。然るに左軍中尉は速に詔を奉ぜんとしたが、右軍中尉は詔に應ぜなかりてなく、兵力を以て之を争はんとし、氣勢を示したから、流石の武宗も手を出しがたく、茲に宦官抑制の計畫も空く水泡に歸した次第であつた。

當時の左右神策軍中尉は果して何人であつたか、此の大師の文を解釋する上に於ても此の新事實を説明する上に於ても、其の人を明にすることが必要であるから聊か辯證しよう。此の時の左軍中尉は内長官特進の楊欽義である、舊唐書の楊復恭の傳に「楊志廉子欽義大朝爲神策中尉」と見えるが、大中は宣宗の年號であるから、楊欽義が神策軍中尉となつたのは、宣宗の朝で、武宗の時でないやうに見えるが、是れは舊唐書の謬である。且又舊唐書は左と右と孰れなるかを書いてゐないのは、疎略を免れない處で、大師の巡禮記には、楊欽義の此の事に就いては左の如く記してある。

六月三日、軍容士良辭官歸宅、略勅除新中尉、以內長官特進楊欽義任左神策護軍中尉、左街功德使、當日便上任、〇卷四會昌三年六月三日の條

慈覺大師の入唐紀行に就いて

とあり、武宗の會昌三年六月三日、仇士良が官を辭したから、楊欽義が之に代つて左神策軍中尉となつたことは、是で明白で、此等も舊唐書の闕謬を補正するに足る一つである。

左軍中尉の楊欽義であることは右の通であるが、右軍中尉に至つては、史傳に明記されてゐない。新唐書の仇士良の傳には、

文宗與李訓欲殺王守澄、以士良素與守澄隙、故擢左神策軍中尉、兼左街功德使、使相糜肉。已而訓謀悉逐中官士良、悟其謀、與右神策軍中尉魚弘志、大盈庫使宋守義、挾帝宗、還宮、王涯、

舒元興已就縛、士良肆脅辱、令自臣反、示牒於朝、於時莫能辨其情、皆謂誠反、士良因縱兵捕無輕重、悉斃兩軍、公卿半空、事平、加特進、右驍衛大將軍、弘志右衛上將軍、兼中尉。

とあり、仇士良が文宗以來武宗の時まで左軍中尉であつた事は既に楊欽義の條で知られ、更に説くを要せないが、魚弘志の右軍中尉であつたことは、此の唐書の文で明である。舊唐書武宗紀の武宗即位の處に、上宗武御正殿降德音、以開府右軍中尉仇士良封楚國公、左軍中尉魚弘志爲韓國公とあるは、舊唐書は偶、左右を誤つたものであるが、然し弘志も武宗のときまで引續き神策軍の中尉であると證してゐる。其後魚弘志が官を辭したことは、史傳に見えないで、宣宗の時に承士暉が右神策軍中尉に擢んでられたことが唐書に見ゆるから、武宗の一代は魚弘志その職に在り、武宗の官印奉還の詔に應ぜなかつたのは、此の魚弘志であることとは疑なき所である。

抑、楊欽義と魚弘志とが同じく宦官でありながら、武宗の詔に對して、一は之に應じ、一は之

を拒んだのは、不思議のやうであるが、彼等の經歷の上より觀察したならば、少しも怪むに足らない。益以て大師の記した所が事實の真相を得てゐる證據とも成るのである。

先づ楊欽義の事から云へば、資治通鑑の會昌三年（一五〇三）五月壬寅（十四日）の條に、

以翰林學士承旨崔鉉爲中書侍郎同平章事。鉉元略之子也。上宗武夜召直學士韋琮以鉉名授之、令草制。宰相樞密皆不知。樞密使劉行深、楊欽義皆愿懇不故預事。老宦者尤之曰：此由劉楊懦怯、墮敗舊風故也。

とある。楊欽義は劉行深と共に謹愨で、其の分を守り、權勢を貪ることなく、故さらに政務に預らなかつたため、老宦官よりは怯懦とまで言はれたもので、餘程他の宦官とは違つてゐたと見える。又嘗て李德裕が宦官の監軍の弊害あることを知り、楊欽義、劉行深と謀り、奏して監軍をして軍務に預ることのないやうにしたことがある。資治通鑑の會昌四年（一五〇四）八月戊申（廿八日）の條に、其の事を叙して、

德裕乃與樞密使楊欽義、劉行深議、約勅監軍、不得預軍政。每兵千人、聽監使取十人自衛、有功隨例霽賞。二樞密皆以爲然。白上行之。自禦回鶻、至澤潞、罷兵皆守此制。自非中書進詔意、更無它詔自中出者。號令既簡、將帥得以施其謀略、故所向有功。

とある。李德裕が宦官の監軍となつて、軍政に預ることなからしめたのも、亦楊欽義等との相談の下に出來てゐる。尤も李德裕と楊欽義とは深い關係があつた、初め李德裕が節度使で淮南に駐在してゐたとき、楊欽義が監軍であつた、その頃兩人の間に握手した事實がある、後

に楊欽義が召されて朝廷に入りて知樞密となり尋て李德裕も宰相の地位を得たのは、楊欽義の推轂の力であつた。此事は唐の張因の幽間鼓吹に見え資治通鑑もそれに據つて叙してゐる。兎に角楊欽義の性質も武宗の宰相なる李德裕との關係も此の通である。武宗が官印奉還の詔は李德裕の其畫策に預つてゐたとは言ふまでもない。或は楊欽義とは内談の整つてゐたかも知れぬと思はる位であるから、楊欽義の直に御請けしたのは當然の次第である。先に仇士良が左神策軍中尉を辭したときに、武宗が楊欽義の如き好宦官を擧げて其の後任としたのは、既に宦官の兵權を收めんとした計畫の第一歩であつたと思ふ。

魚弘志に至つては、文宗以來右軍中尉となり、仇士良とは同功一體とも謂ふべき宦官で甘露の變にも士良と共に其の凶肆を逞くしたことは、上文に引證せる新唐書の仇士良の傳で明らかである。武宗の皇太弟となりて帝位に即くことを得たのは、仇士良と魚弘志との擁立に出たので、新唐書の仇士良の傳に、樞密使劉弘逸、薛季稜、宰相李珣、楊嗣復、謀奉太子監國、士良與弘志議更立、珣不從、乃矯詔立、穎王爲皇太弟、武宗、士良以兵奉迎、而太子還爲陳王。とある。魚弘志の人物は老猾慧巧の點では仇士良に譲らなかつた位であつたらうと思ふ。斯かる人物であるから、今や宦官の勢力の死活問題ともいふべき詔勅に遭遇したのである。故に、多年扶持し來つた權勢を抛ちて、空しく其の官印を奉還する筈がない。彼が巧に迎印の例を取りて兵馬を備へ、因りて最後の運命を決せんとの威嚇を示したのは、權閥の狀態としてさもあるべきことである。

斯く論證し來ると、大師の此の官印奉還の紀事は、儘に隠れたる未遂的重大事件である。

然し斯かる政治上の祕密が如何にして外國の僧たる大師の耳に入つたか。或は此の話の出處の人であるまいかと思はれる人がある、それは大師の懇意に交つた李元佐である。巡禮記の會昌三年(一五〇三)と五年(一五〇五)との條に左の文がある。

八月十三日、爲求歸國、投左神策押衙李元佐。是左軍中尉親事押衙也。信敬佛法、極有道心。本是新羅人。宅在永昌坊。入北門西廻第一曲傍墻南壁上。當護國寺後墻西北角。到宅相見。許計會也。○會昌三年の條

左神策押衙銀青光祿大夫檢校國子監祭酒殿中監察侍御史上柱國李元佐、因求歸國事、投相識來近二年情分最親、客中之資有所闕者、盡能濟緣功德、使无道心、故許歸國、不蒙縱許、在府之間、亦致飯食氈褥、懇勸相助。○會昌五年五月十四日の條

とある。即ち李元佐は左神策軍の押衙であるから、愿慤の楊欽義の部下で、しかも大師とは非常の懇な關係であることは、大師の記す通である所から考へると、李元佐の口から出たものであるまいかと推測される。

要するに武宗は、宦官抑制の手段を施さんとしたけれども、事が遂に行はれなかつたから、其の事實をも併せて湮滅に歸したものであるに相違ない。幸にも大師の紀行に因りて、唐代の政治史に一條の光明を與へたと謂つても宜しからうと思ふ。

〔附記〕 宦官抑制の事に緣み附録として仇士良に關した事を記してゐきたいことが二つ

ある。一は舊唐書に載せある事實を詳明にする事で、一は新舊唐書等に記された事實と異つた事である。

仇士良は甘露の變後は、朝士を横殺し、文宗を威壓し、強暴至らざるなき有様で、後に武宗をも擁立した點から、武宗即位の翌年に、紀功の碑を賜つて建立せしめた事がある。舊唐書の武宗紀の會昌元年（一五〇二）二月の條に、極めて簡短に、賜仇士良紀功碑、詔右僕射李程爲其文、と書かれてある。新唐書には、本紀にも、仇士良の傳にも、書かれてゐない。大師の巡禮記には、會昌元年四月九日の條に、紀功碑建設當時に於ける目撃の實況を記して、

四月九日、開府士良、迎碑、讚開府功名、德政之事也。從大安寺入望仙門、左神策軍裏建之。題云、仇公紀功德之碑、迎碑軍馬、及諸嚴備之事、不可計數。今上在望仙樓上觀看。

とある。此の紀功碑は、明代の權閣魏忠賢が生祠と、其の醜を同じくしてゐるもので、士良が如何に勢力の盛んに、佞人等が媚附したかが分る。李程の此の文章は、全唐文も收めてゐない處から見れば、亡佚したものであらう。是が舊唐書に書かれた事實を詳明にしたものである。

一は仇士良の死後、其の家を籍沒した事件である。舊唐書は武宗紀の會昌四年（一五〇四）六月の條に、「制追削故左軍中尉仇士良先授官及贈官、其家財盡籍沒、士良死後、中人於其家得兵仗數千件、兼發士良宿罪故也」とあり、新唐書の仇士良傳には、「死之明年、有發其家藏兵數千物、有詔削官爵、籍其家」とある。資治通鑑は新舊唐書と略同一である。然るに大師の記す所では、家財

籍沒の動機が大に違つてゐる。會昌四年九月の條に劉從諫の家財錢物等を城中の内庫に入れた事を書いた後に、

仇軍容兒常侍知内省事。喫酒醉顛。悞龍顏。對奏云。天子雖則尊貴。是我阿耶(愈)冊立之也。天子怒。當時打敏。勅令捉其妻女等。流出於外。削髮令守陵墓。仍仰中宣收納家中物錢。牙滿屋珠。玉金銀等盡皆滿庫。錢帛足段。不知數。每日卅乘車。般入内庫。一月之内。般運不盡。自餘寶佩奇異之物。不可計數。皇帝到内庫看。拍手恠云。朕庫不曾有此等物。諸高班低頭不語。

と傳聞の儘を記したものであらう。仇士良は宦官ではあるが、嗣子のあつた事は事實である。資治通鑑の武宗即位の年の十一月の條に、開府儀同三司左衛上將軍兼内謁者監仇士良、請以開府蔭其子爲千牛。給事中李中敏判曰、開府階誠宜蔭子。謁者監何由有兒。士良慙恚。とある。資蔭によりて千牛の職を博せんとしたのは、即ち大師の所謂仇軍容兒である。彼は宮中に奉仕し、亂辭にまかせて無禮の言を放つた。宦官の楊復恭が其の黨の守亮に與へた書中に、門生天子定策國老なる不遜な語をなした事は、著名のことであるが、軍容兒の「天子雖則尊貴、是我阿爺冊立之也」の語は、頗る相似てゐる。其の不臣の心に於ては同一であるが、楊復恭の方は、裏面の語である。軍容兒の方は、顔前に於て之を言つたのであるから、不敬の罪は尤も大である。遂に武宗の盛怒を招きて、手討にされ、其の妻子は流罪に處せられ、將た家中の一切のものも籍沒せられたのは、至當の事である。舊唐書等は籍沒の動機を宦官が仇士良の舊惡を密告したのに起つたやうに書いてゐるが、大師の傳聞の仇軍容兒の不遜無禮から始つたと

する方が寧ろ其の事實の眞を得たものゝやう思はれる、是は猶研究を要すべきである。

(未完)

漢吳音圖の解剖的批判(下)

(音韻研究法に就いて)

満田新造

第四、本音の外に他韻の音を借り用ゐたこと、即ち二韻の音

を併せ取つて一韻の漢吳音又は原次音としたこと

(一) 一字で兩韻の音を兼有するものは少くない、かゝる場合には其音を別々に考へ、其文字を二の文字として取扱ふべきである。所が音徽では二韻の音を併せ採つて一韻の音とし、漢吳音又は原次音に分けて配當して居る。是は原次音の數を多くするには都合がよからうが、實は頗る勝手な遣方である。例へば

實例 188

(9) 徽^韻鏗(漢原音)加以○韻會灰韻五來切。

實例 189

愷漢原音)加以○(泰韻)苦蓋切。